

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年 5月 24日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

令和4年度横浜市鶴見区総合庁舎で使用する電力1,220,000キロワットアワーの供給

2 履行(納品)場所

鶴見区鶴見中央3丁目20番地の1

3 契約日

令和4年4月1日

4 履行日又は履行期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 契約金額

30,355,652円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社横浜環境デザイン
横浜市港北区新横浜三丁目18番地20

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和4年度の電力供給について、12月7日公告、令和4年1月26日入札に付しましたが不成立となり、2月8日公告、令和4年2月24日に2回目の入札に付しましたが再度不成立となりました。

区庁舎への電力の供給は行政サービスの提供に不可欠であり、4月1日からの電力供給を間に合わせるためには、事業者における手続きに要する時間を考慮すると再度入札に付する暇が無かったため、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

以下の条件を満たす者のうち、令和4年4月1日から電力の供給が可能な事業者を選定

- (1) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において「電力・都市ガス」の「細目A 電力供給」に登録が認められている者であること。
- (2) 横浜市グリーン電力調達実施要綱（平成18年11月22日制定）第6条第1項の規定による報告書（環境配慮評価項目等報告書）を提出しており、同要綱第7条第1項の規定による判定結果の通知で、評価点が50点以上の者であること。なお、令和3年度に通知された判定結果のみ有効とする。

9 所管課

鶴見区役所総務課